

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 83-2  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## FAX 情報 No83 紙レセプト請求の 猶予届出に関する訂正と追加情報

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。1月24日に当会より発出しました FAX 情報 No83 につきまして、訂正と追加の情報をお知らせします。お手数をおかけし、大変申し訳ございません。

### <修正前>

#### 紙レセプトで請求を行っている医療機関

令和6年4月からオンライン請求の義務化が予定されていますが、下記のA・Bいずれにも該当している場合は、猶予届出を提出することで4月以降も紙レセプト請求を継続できます。

A：レセプトコンピュータを使用していない（手書き請求）

B：最も若い常勤の保険医の生年月日が下記の表の日付以前

※常勤（勤務時間の全てかつ週32時間以上を勤務する医師・歯科医師）

対象施設	生年月日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所	昭和20年7月1日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	昭和21年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所	

### <修正後>

令和6年4月からオンライン請求の義務化が予定されていますが、下記のA・B **どちらかに** 該当している場合は、猶予届出を提出することで4月以降も紙レセプト請求を継続できます。

### <追加情報>

・猶予届出を提出しない場合、紙レセプトで請求できるのは2月分までで、3月分の請求を紙レセプトで行うことはできません。

・提出先住所

社会保険診療報酬支払基金本部

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 事業統括部事業サポート課 行

※なお、封筒の表面には赤字で「猶予届出書在中（紙レセ）」と記載すること。

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください。